

平成28年(ネ)第2704号 放送受信料請求控訴事件

控訴人 宮内正蔵

被控訴人 日本放送協会

準備書面 3

平成29年4月10日

大阪高等裁判所第2民事部6係 御中

控訴人訴訟代理人弁護士

阪 口 徳 雄



同

佐 藤 真 理



同

白 井 啓 太 郎



同

安 藤 昌 司



同

辰 巳 創 史



同

星 雄 介



- 1 平成29年2月7日付控訴人準備書面1で述べたとおり、本件は、別件判決の射程外か、または別件判決にいう「全くの任意弁済であると認めうる特別の事情がある」場合に当たる。

2 この点、被控訴人は、平成29年3月13日付準備書面（3）において、「平成29年2月14日の口頭弁論期日において、控訴人代理人より口頭にて、原審での主張は維持する旨の答弁があった。よって、現時点では、控訴人は、原審で主張した限度において原審の主張立証を維持しつつ、弁済の抗弁を付加的に主張する立場であることが明確となっている。」と主張する。

しかし、民事訴訟における控訴審は続審制であり、「原判決記載のとおり、原審口頭弁論の結果を陳述」した結果、控訴審において原審の主張立証が維持されることはむしろ当然である。

その上で、控訴人は、控訴状において原審での主張（同時履行の抗弁及び不安の抗弁、その前提となる放送受信契約、受信料の法的性質論等）について、「本格的な主張立証は、新訴で展開する」ことを明らかにし、現に新訴でこの点について詳細な主張立証を行っているところである（乙17ないし24）。

また、控訴人は、控訴理由書において、同時履行の抗弁及び不安の抗弁に対する原審の判断の誤りについて全く触れることなく、弁済の抗弁についてのみ主張していることから、控訴人が控訴審において債務の存否を争っていないことは明らかである。

以上の事情からすれば、実質的に、第1審において弁済の抗弁を主張した場合と同様である。

3 なお、被控訴人は「全くの任意弁済であると認めうる特別の事情がある」場合とは、結局、控訴審において債務の存在を一切争わず、原審で主張していた債務の存否に関する否認や抗弁を全て放棄し、原審の判断を肯定する旨を明確にしたような場合に限られると主張する。

上記主張が昭和47年6月15日判決の理解として正しいかどうかは措くとしても、そもそも2で述べたとおり、控訴人は控訴審において

債務の存在を一切争っていないし、原審で債務の存否に関する否認や抗弁も主張していない。

それでも、被控訴人が、控訴人は債務の存否について争っていると主張するのであれば、本書面において、控訴人は控訴審において債務の存在を一切争わず、原審で主張していた債務の存否に関する否認や抗弁の主張を全て撤回する。控訴人にとって、何の不都合もない。

もっとも、当初から述べているように、同時履行の抗弁及び不安の抗弁、その前提となっている放送受信契約、受信料の法的性質等に関する原審判決の判断は誤っているので、この点は本件控訴審ではなく、新訴にて正当な判断を仰ぐ所存である。

- 4 以上より、控訴人による任意弁済により、被控訴人が本訴で請求した放送受信料請求権は消滅したものであり、速やかに原判決を取り消し、被控訴人の請求を棄却すべきである。

以上